

# 2019年度文部科学省税制改正要望事項

2018年8月

※前年に引き続き要望するもの

## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充<br>(金融庁との共同要望)               | 【贈与税】  |
| (2) 日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）       | 【法人税等】 |
| (3) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長<br>(内閣府との共同要望) | 【印紙税】  |
| (4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充<br>(経済産業省等との共同要望)            | 【法人税等】 |

## 2. スポーツ関係

- |   |                |
|---|----------------|
| (1) ゴルフ場利用税の廃止                                | 【ゴルフ場利用税】<br>※ |
| (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置 | 【所得税等】<br>※    |

## 3. 文化関係

- |   |          |
|---|----------|
| (1) 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充     | 【所得税等】   |
| (2) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |

## 4. その他制度改正に伴うもの

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置<br>(内閣府・厚生労働省との共同要望) | 【所得税等】 |
| (2) 高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税措置等の所要の措置    | 【所得税等】 |
| (3) (独) 大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しに係る税制上の所要の措置                 | 【法人税等】 |

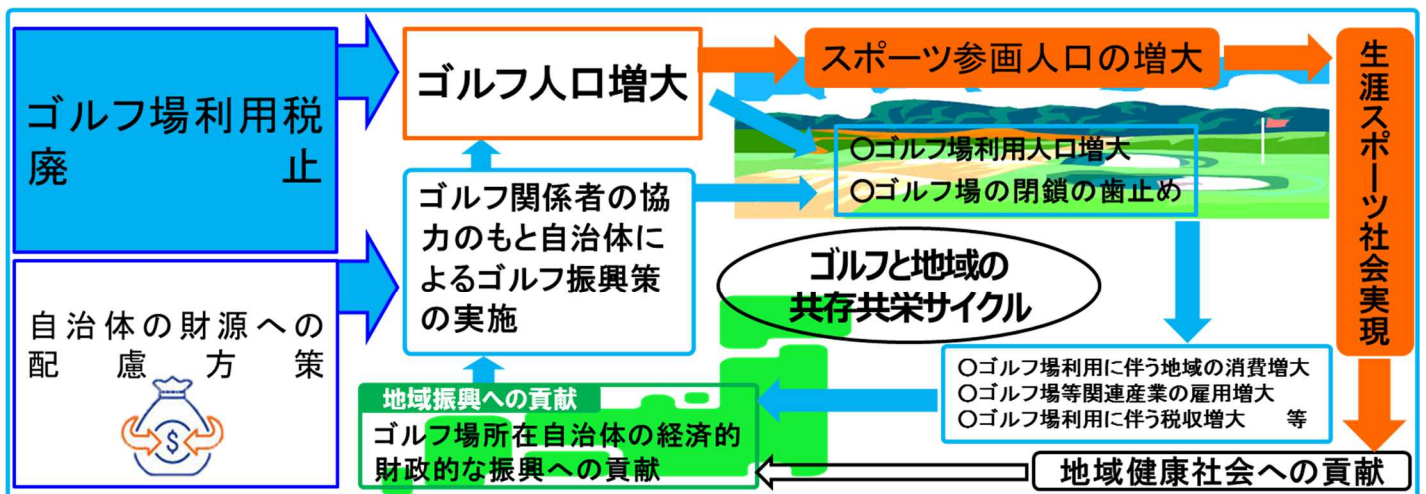
## 2. スポーツ関係

### (1) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

スポーツの中でゴルフのみゴルフ場の利用に課税されており、その税収は自治体の一般財源となっている。ゴルフは、大衆化やプレー料金の低廉化が進む中、五輪の正式競技である国民的スポーツであることから、2020年東京大会の開催を控え、**ゴルフ場利用税を廃止**する。

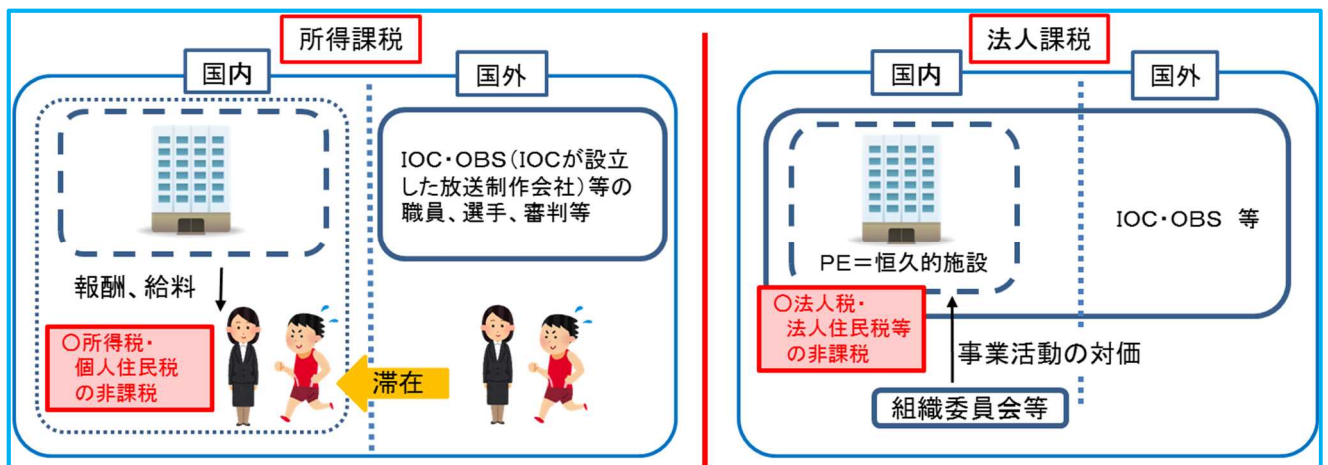
また、税収が自治体の貴重な財源であることを鑑み、その配慮方策を検討する。

※現状、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等には非課税となっている。



### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】

IOC（国際オリンピック委員会）からの要望を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営を支援するため、来日する大会関係者である個人及び外国法人を対象として、大会関連活動に係る所得税・法人税等の非課税措置を講ずる。



※2016年リオ大会、2012年ロンドン大会においても、開催国において同様の措置がなされている。